

五十九帝國議會を傍聴して

一 記 著

○
帝國議會、或る一派の人には帝國と言ふ名が癡に障るかも知らないが、マー現在の事實を物語るのには此名稱を用ゆるより外あるまい、此帝國議會、年一回だけ開かれるものと限られた譯ではないが、生れてから恰度此歳で五十九回開かれた。モー可い加減に生長すべき筈で、人間であつたら墓場の大先輩と爲つて居るに違ひない歳なのに、今頃に爲つて議會の廓清だとか何とか言つて騒いで居る。世の新聞や雑誌は口を極めて亦議會行動を非難攻撃して居る。併し其の攻撃してゐる社會の木鐸と言はれ自負する新聞も、矢張り資本家の手で經營されてゐる勢で、社長が勅選にな

社會から重視されてゐる大臣の施政演説を拜聴した、成

ると從來強調して來た論鉢を收める、俺も彼の型を見習つてやらうと次の夢に耽つてゐるものもある。純理に基礎を置かねばならぬ、學者だつて矢張り此調子であるから其の言ふ所は的にはならぬ、東大で名高い某博士が、何やら全集の一篇に議會政治を論じてゐるが、議會政治の是非善惡の論評を避けて已むなく各國議會制度の比較を述べお茶を濁してゐる位だから議會の醜狀も醜狀だが、評する者も亦評せらるゝ者も皆資格がないで、筆者がセメテ路政だけに關する議會行動でも批評したいと思つて兩院を覗いてみる。

る程世間で注意するだけあつて口調は叮嚀で懇切を盡してゐるやうだ、併し其の内容に耳を傾けてゐると内閣が變らうが變るまいが、いつも太體同じことをさも重々しい句調で離し立てゝ居るだけで、變つてゐるのは大臣の顔と計數位のものだけだ。併し夫れを咎めるのが間違で、民政黨にしても政友會にしても天下を取れば矢張り同じ道を辿つてゐるからで、目的は同じ穴——政權維持。にあるからだ、

で、大臣の施政演説でも比較的恒久性を持つ事務官が執筆する、夫れを局長や次官や政務官が心附いたところを一部修正する位のものだから不變的であるのも當然ぢや、夫れを世間の物知らずは新聞の記事を見て騒いでゐる、其の滑稽さは、あの床屋さんは改友會ぢや、あのソバ屋さんは民政黨ぢやと言はれて喜んで居るのと少しも變りはない。併し筆者は其のやうな輕薄な政治通よりは、議會で我が路政が如何様に論議されてゐるかを知り度いために傍聴するので固より賣名議員の行動などは本誌に載せたくない。

○
今期議會が開かれてから今日までの間で一番問題と爲つたのは、現内閣の一枚看板である非募債主義と、失業者救濟の爲にする公債發行との關係であつた。鐵道會計の失業救濟と失業者救濟の爲に道路公債を發行するのは、非募債主義に矛盾するかドーカの問題である。

前藏相の三土忠造さん、現内閣は非募債主義を高調され、四年度既に成立した豫算の公債財源も削除して一般會計は借金なしで豫算を編制したと誇られてゐたら、昭和六年度の豫算を見ると、普通財源に依るのを財政上の通則としてゐる道路改良費の如きものを、名を失業救濟に藉つて全部公債財源に依ることにしなのは政府の政策の破綻であると政府を責め、尙言葉を續けて、當然普通歳入を以て支辨することを財政上の通則とする土木事業費を公債に依つて支辨し、一面に於て減税計畫を立てるとは全然借金で減税すること、爲ると言ひ、政府は河川や港灣の納付金又

は分擔金を最初の年度は地方に多く負擔せしめた、之が爲に地方は歳入激減の結果公債に依つて支辨せなければならぬ、即ち地方に公債の發行を強要してゐる、是亦公債否認政策の破綻であり地方財政を紊亂するものだと力説したが、井上藏相は答辯して夫等は、非募債主義と矛盾するものではない、世界不景氣の爲に失業者が殖へ地方に土木事業を起さしめて夫れを救済することにしてゐたが、國家が直接之を執行する必要に迫つて來たから執行するのだ、非常特別の場合として此公債を發行するので一年限であるから非募債主義や減稅計畫と矛盾しないと答辯してゐる。

前大藏政務次官の大口喜六さん、例の奇聲で本會議でも豫算總會でも井上藏相を相手に論じてゐる。失業救済の爲に道路公債法を適用して道路を改良することは何事だと藏相を叱つて政友會内閣が道路政策を樹立して道路公債法を制定したのだ、大藏大臣は從來の行懸りを知らないからと言つてくどくしく述べ立て、吾々は大正九年度以降三十年間に全國の主要國道を改良しやうとしたのであつた、夫れ

に民政黨の前身である憲政會の諸君は、道路を改良するやうな仕事は利益が舉らないものである、即ち鐵道のやうに利益を伴ふ仕事に對しては事業公債を認めても可いが、益金の伴はない道路に對しては普通の財源で支辨すべきものである、夫れに公債に依つて道路を改良するのは政友會の放漫政策ぢやと、今の總理大臣濱口君なぞは毎議會に口を極めて非難したではないか、放漫政策と言ふ言葉も此時から使はれるやうに爲つたのだ、十數年間も非難し續けて來つた道路公債法に依つて、諸君の所謂利益を伴はない道路事業を計畫することは何事だ、政治家としての井上藏相の心裡を疑はざるを得ないではないか、恐らく大藏大臣は私の此質問に答辯することは出來ないであらう、此非難を受けながらも尙道路公債に依らむとするのは、藏相の肚の裡は刺つてゐる、井上さんは幾度も明年度の歳入に缺陷を生ずるやうなことは無いと、明答してゐるけれども私の豫言するやうに歳入には必ず缺陷を生ずることを藏相も豫定してゐるに違ひない、其の場合には震災善後公債法に依つて公

債を發行し連棲を含す積りで道路公債を發行するのだ、若し夫れで無いならば震災善後公債は發行しないと明言なさい、恐らく明言出來ないであらうと、論鋒銳く突込んでゐる。

之に對して藏相は一年限りの仕事だから道路公債法に依つたのだ、歲入缺陥があるか無いかは各見る所が違ふので、大口君のやうに缺陥あると言ふ假定の下に震災善後公債を發行するかしないかを答辯する必要は無いと、逃げんとしたが、大口さんは夫れでは缺陥があつたらドーすると言ふ、藏相はイヤ夫れは無いと言ふ調子で、辛辣な抑問答をやつたが、大口さんは、大藏大臣が此處でドーしても震災善後公債を發行しないと言はないのは、私の豫想を肯定したものと認めるに断定し、更に進んで、内務省がやつてゐる道路や港灣の事業を繰延べ、其の外政府の事業と言ふものは何れも繰延べたり中止したりした、其の結果は不景氣を招來し失業者を簇出せしめたことは、いかな井上さんでも否定することは出來ないであらう、自分が慥えた失業

者を救ふ爲に仇敵視した道路公債を發行することは矛盾極まるものだ、東海道中濱名湖にある新居の橋はドーだ、道幅の廣い十何間かの道路、新居の方から舞坂に向つて國道橋として大きなものが湖の口に出來掛つてゐる、最早や六分通りも工事が出來てゐる、夫れにあなた方の方針に依つて今迄進んで來た仕事を中止した、湖の真中まで築堤が出來たものが何の用を爲さず曝しものに爲つてゐる、道路上には草が生へ雨の爲に路面の土が流されてゐる、東海道を汽車で通る人はいつも不思議に思つてゐる位だ、之を又公債を起して繼續しやうとするのであつて此位矛盾撞着はない、なぜ此様なことをしたのか政府の所見が聞きたいと詰寄れば、藏相は、政府の工事は繰延べたが、手加減を加えて成るべく失業者が出ないやうに努めた、併し失業者が出来たのは其の大部分は一般的の不景氣であつて、政府の工事の爲めばかりではない、と逃げた。

政友會の黨將三土さんや大口さんが口を極めて言つてゐる所は良く判る。併しながら二人が言つてゐる根底に思想

の相違を見出さずには居られない。三土さんは何を根據として居るのかは知らないが、道路事業は普通財源に依るべきものだのに道路公債に依つたのは不適當だと言ひ、大口さんは普通財源に依るべきものだと言つた憲政會の所論を反駁してゐる點だ。二人の所論は政府の非募債主義の破綻を攻撃するに在つても、一人は憲政會——民政黨の所論に基盤し一人は夫れに反する公債政策に基盤して論じてゐる、従つて三土さんは失業救濟道路事業を起債で支辨するを非難し、大口さんは起債でやるべきだが從來夫れを責めた民政黨の連中が今夫れをやるのを責めてゐるのだ。政府の政策の變更は別としても、政友會の内にも二論ある譯であつて筆者に政黨の政策と言ふものは出鱈目なものぢやと言ふことを教えて呉れた。道路事業の性質と其の效果の及ぶ範圍に考へたなら三土さんの所論は矢張り間違だ、大口さんが井上藏相に教えた所は之を三土さんにも教えなけれ

ばなるまい。

貴族院でも矢張り此點が問題にされて湯池幸平さんが論じてゐる。政府は中央地方の財政に對し一大整理緊縮を斷行し、依て廣く財界の整理と國民の消費節約とを促進すると言つて、昭和四年度は實行豫算を編制し、之が爲に橋は半分架けて止められ道路は半分造つて止められたものがあつて、其の極端な緊縮振りに感服したのであつた、然るに世が不景氣と爲つて來たのにつれ最初聲明した政綱は怪しく爲つて來た、先づ地方債の許可に其の破綻を表はしてゐる、とて詳細に數字を擧げて所論し、地方債を増して執行する事業の種類は名は失業救濟と言ふけれども前内閣で計畫した事業の種類と尠しも變りはないぢや無いか、例へば中央の道路改良費でも六百五十萬圓であつたものを四百萬圓に節約し、今度は失業救濟の名目で同じ仕事をやらうと言ふのであるから結局同じことに爲る、併し自分は政府が

今日緊縮政策を放棄して本筋に還つたことを喜ぶものであるが、今日本筋に還る位ならなぜ四年度で實行豫算を編制したか、夫れば前内閣が編制した豫算だから中止して自分の手で豫算を造つて黨勢の擴張に利用したのだ。と論じたのに對し、幣原外相は失業公債を發行することは非募債主義の原則に對し確に例外である、併し例外を設けたと言つて夫のが直に主義方針の改定とはならない、緊急必要な事情が起つて來れば緊急非常の手段を講じなければならぬ、

之は實に已むことを得ないことであつて理論でない實際である、實際の必要がある以上は理論に捉はれてゐる譯には行かない、と答辯してゐる。

山岡萬之助さんも、内閣の重要な政策には何れも失業救濟と言ふ名が冠せられてゐるが、失業々々と言はないで公債を募集し國道府縣道を改良すると言ふのが何故に嫌なのか、今の内閣は後の政治史に失業内閣だと言はれるに違ひない、同じ仕事をするにも失業救濟だと言へば、失業者の依頼心を助長し、自分の親は失業者である救濟を願ふと言

つて歩く者が殖え、世道人心に良くない影響を與えると言つてゐる。山岡さんの言ふところ一つの理窟がある、實際教済なんか言ふ文字を使ふときは、國家は吾々を教済する義務があると言つた調子の考を失業者に與えて、肝心な仕事の上に夫のが表はれ穢な仕事が出來ないことに爲る、考ふべきことだ。

○

失業救済事業に就ては社會の實際問題であるだけに豫算總會など隨分論議された。岡田忠彦さんも、政府の失業救済對策が無方針であることを責め立て、從來政府は失業救済事業を地方にばかり任せてゐたが、此度は方針を變えて政府自ら道路事業を執行して失業者を救済するのは肩替りをする積りかと質すと、安達内相は、イヤ肩替りではない中央と地方とが協力してやるのだと、答辯するけれども、なか／＼夫れに承服しないで中央と地方とが勝手にやるのは無方針の顯れだと斷定し、府縣道の改良に對する補

助にしても、地方長官は改良する箇所を秘密にして居る、夫れは此補助を以て来る九月に執行される府縣會議員の選舉に備ふる爲の準備だと言へば、首相代理は左様なことは毛頭考えてゐないと直言すると、イヤ此は一種のカラクリだと難じてゐる。太田信治郎君も、此計畫では土方ばかりを救濟することに爲るが、農村の疲弊は深刻であつて今の政府の遣り方では幾人かの佐倉宗吾が出ることを豫期せなければならぬ、と威嚇してゐる。安藤正純君も亦大口さんと同じやうなことを饒舌つて、失業者救濟の爲には河川改良事業を起興するのが得策であるのにナモ道路事業に限つたかと質し、矢張り府縣會議員の選舉に利用することの無いやうに警告してゐる。

岡田さんの質問は何だかお互の裡の搜り合で餘り筆者を首肯せしめない。失業救濟事業を國家ばかりが執行し又は地方ばかりが執行すると言ふたやうな原則がある譯ではない、夫れは安達内相が答へたやうに中央地方が協力してやるのが妥當であつて、もつと早く國家もやらなければ

ならなかつたのに今頃になつてやるのは寧ろ遅過ぎる位だ、餘り責むる問題では無からう。唯だ岡田さんや安藤さんは懸念してゐるのは、之を府縣會議員の選舉に利用しないかと言ふ點にあらう。尤もな懸念であらう。併し政府が此事業を計畫した爲に民衆が現政府の方針に迎合して其の結果が自然に選舉に表はれて來ること、利用することを履き違えてはならぬ。安藤君の河川改良論も一策には違ひない、併し政府委員が答辯してゐるやうに河川は道路と違つて到る所に在るものではない、失業者の在る所に事業の起興を要する救濟事業としては矢張り道路の方が優越してゐる、此問題で反対なさるのは無理であらう。

れた二十何萬人の失業者はドーするのかと質したに對して、吉田社會局長官は、六年度に於ける失業者の推定約十七萬九千人、其の内救濟を要するものは約十二萬人位であつて、鐵道の救濟事業やら道路事業で、優に是等の失業者に隔日以上の仕事を割當てることが出来ると答へてゐる。此問答だけ聞いてゐると失業者に對する福音のやうぢやが旨く行くかドーかは此後の遣り方如何に依るのだ、選舉に利用なぞすれば飛んでもないことに爲るは必定ぢや。

例の山崎達之輔さん、例の調子で藏相に責め寄る、鐵道

會計では千何百萬圓かの失業救濟費が計上されてゐるのに一般會計の方では之を態々切離して追加豫算で要求してゐるが、失業救濟と言ふ計畫は一括して考慮し計畫すべきものであるのに之を分離したのは會計法規を無視した大膽にして不謹慎なやり方だと言へば、特別會計の方は収益勘定が出て來ないから追加豫算とすることは會計法上不可能ぢや、道路公債を追加豫算にしたのは事業計畫に就て内務省の調査に時間を要し一般豫算に計上出來なかつたのだ、

と答へたが、山崎さん、まだ承服出来ないとみえ、他日政府の態度に對しては糾彈的の態度に出ることがあると言ふことを附言して質問を打切つた。併し筆者は法律論は法律論として拜聽するが、藏相の説明するやうに違法でない限りは一つの形式論に過ぎない、要は失業者が救濟出来れば可いぢや無いかと思はしめた、山崎さんも少しは頭が古くなつたのだらう。



貴族院の前田利定さんも、失業救濟事業で論じてゐる、政府が失業者救濟の爲めに計畫するところは土木事業ばかりであつて、これで筋肉労働者は救はれても、智識階級者の失業を救濟することは出来ないのではないか、口も達者筆も達者な智識階級者がごろごろして居ては社會の危険を胎む原因と爲るのであつて、爲政者は心せなければならぬのに筋肉労働者に厚いのは偏頗な考だ、と言つてゐる。之に對し安達内相は智識階級の失業は最も憂ふべき問題である

が、智識階級者に對して大規模の授職事業を起すことは不可能だが、各種失業救濟事業の爲には等智識階級者も救はれると答辯してゐる。

夫れから土木事業の施行地が大都市のみに偏してゐることを指摘し、政府筋の人は大都市に失業者が集中してゐる爲ぢやと言ふだらうけれども、之は原因と結果とを取違えた考で、失業者が都市から農村へ歸つて見た所で農村にも亦適當な仕事がないから又候都市へ集つてくるので、政府の計畫するやうに都市に偏して仕事をすれば、失業者は水の低きに流れるがやうに都市に集つて來るのは當然だ。之に對し安達内相は、此度の事業は全國に亘つて執行するのであるから都市に偏重するやうなことは無い筈ぢやと答辯した。併し夫れは政府が配付した國道改良箇所表が示してゐるやうに、殆ど全國的と言つた調子に箇所を選択してゐるので、前田さんの此意見は的外れてゐる。筆者は假令失業者救濟の爲にする仕事とは言ふものの實は道路改良事業に違ひは無いのであるから、多分に道路政策を加味せな

ければならぬ。夫れに今回の事業計畫では道路其のものが第三位的に取扱はれてゐるのを不快に感じてゐる位である、夫れを専門的に施工するやうに爲れば一層道路本位を閑却することに爲つて一端的に言はゞ振り蒼き主義に爲つて、あなたの様な口吻ですれば、それこそ黨勢擴張の爲にする仕事だと言はしむるに至るであらう。

國道の改良工事を政府が直轄することに就て、道路法は國道の管理を地方長官の権限に屬せしめ、例外としては主務大臣が執行する途を設けては居るが、此例外の場合は特殊の技術を要するときであつて、今回のやうに全國に亘つて國道を改良する場合に適用すべきものではない、之を態々政府が執行するのは、府縣會議員の選舉に利用せむとする腹があるからでは無いかと、皮肉つて居る。之に對して安達内相は答辯して、平時に於ては成る程道路法の原則に従つて地方長官に國道を改良せしむるのが當然であらうけれども、失業救濟の事業は地方の施設だけに放任することが出來ないから國家と地方とが協力して有效適切な事業を

計畫するので、道路法の例外方法に依つたのは當然ぢやと言つてゐる。

此ことは衆議院の豫算總會でも井上孝哉さんが八ヶ間敷主張した。又貴族院の豫算總會でも例の阪本彥之助さんが言葉を極めて論戰した所だが、筆者は此意見に直に賛成することを躊躇する。と言ふのは衆議院の豫算總會で政友會の路政家大口喜八さんが言つたやうに、國道と言ふものは國家が經營すべきものだとする確信を持つからだ、既に同じ政友會の中でも井上さんと大口さんが意見を異にしてゐるやうに、地方分權と言ふ形式論に立つて議論すれば井上さんの言ふ所も理屈はある。併し道路政策の見地からすれば大口さんの言ふ所が多分に理由がある。政府は大口さんの意見と同じ見解の下に今回の事業を計畫したのであらう。で、強ち政府を攻めるのは間違である。若し井上さんが言ふやうに政府自ら國道工事を執行する例外は悪いと言ふのならナゼ大正九年に態々道路法を改正して例外制度を設けたのであらうか、夫れを説明することが出来ないこと

に爲つてくる、矢張り大口さんが言つたやうな理想に依つて道路法が改正されたものと見るのが正當である、筆者は大口さんが井上藏相に、道路法の精神を知らないと言つて言葉を更に政友會の井上さんにも差し上げたい。

之を又工事執行の經濟的な點から見ても國營を得策とするのであつて、工事に要する機械を流用し官吏々員を互に流通し合ふ點からしても經濟であるばかりでなく、施工の爲に労働者を移動せしめない點からしても政府が統轄して工事を執行することを得策とするのである。殊に此種救濟政策の上からして地方のみに救濟事業を企興せしむるのは不都合だと言ふ非難のあることに鑑るときは一層國營を必要とするのであつて、畢竟反対する人は反対せむが爲の反対であると言つて可い。

阪本さんは、政府が財政を緊縮して既定事業を繰延べ又は中止した爲に、内務省の土木出張所にも冗員がある。又府縣にも相當の冗員があるのでに夫等の役員を遊ばせて置いて、今回の失業救濟事業で勅任官以下の官吏を澤山に任用

するのは不都合だから、是等の役員の新任を避け冗員を使用して工事を執行し、豫算に計上された人件費を労働者の賃金に振り当てるのが事業本來の目的に叶ふと言つてゐる。一應御尤な意見であつて之に對する政府の答辯は明確では無かつたが、政府が目論んだ工事執行の組織は、治水や港灣事業の中止繰延べに依つて整理すべき官吏々員を使用し、府縣からも相當吏員の援助を受けて事業を執行し、更に復興事務局の縮少に依つて整理さるべき官吏を採用し、尙足らない所を新任して事業を執行せむとするのであつて、此ことを明瞭に説明すれば阪本さんも此様な希望を主張しなかつたであらうに、政府が之を明言しなかつた結果であらう。阪本さんが夫れでも尙不都合ぢやと言ふのなら前田利定さんが主張した智識階級の失業救濟を忘れたことに爲つて、夫れこそ眞の失業救濟に爲らないことに爲るであらう。筆者は此見地で政府案が妥當なものであることを吹聴するに咎でない。

井上孝哉さん、其の溫厚な態度は野黨の鬪士としては餘り上品過ぎる嫌はあるが、首相遭難當時に於ける内相の行動を責め、地方財政論に入り、中央政府の責任を地方に轉嫁してゐる。河川や港灣の工事は政府と地方とが費用を分擔して執行してゐるのであるが、現内閣のやり方は、政府の負擔額を大いに繰延べて地方の負擔額を繰上げて算盤の辻褄を合してゐるのは顛倒したやり方であるばかりか、物價低落に依る減額に付て見ても政府の負擔額に二割を減じ地方負擔に五分を減じてゐる如きは弱い者を苛める弱肉強食的のやり方であると、木曾川改修工事の例を引證して地方人の爲に氣絶を擧げた。

之に對して安達内相は、此事は今に始まつたことではない歴代の内閣がやつて來たことで、政府には金が無い併しこそから早く工事に着手して呉れ、最初は地方負擔が重くても可いから着工だけして呉れと言ふ熱心さに動かされ

てやることで、已むを得ないのであると答辯した。併し政府の事業として河川やら港湾を改良するのなら政府事業らしく財政を按配して仕事をするのが當然であるのに、地方の熱望を抑えることが出来ないのは、矢張り黨の不利益と爲るので歴代の内閣がやり來つたことで、安達さんぢや無いが已むを得ないことだ。併し井上さんの言ふ所は可いことであるに違ひないから、政友會が内閣を組織したときは

再び夫れを繰返さないやうにして貰ひたいものだ。

地方財政のことなら岡田忠彦さんも、豫算總會で質問してゐる、特別議會に政府が配付した昭和五年度地方財政緊縮の状況に示した、四年度當初豫算に於ける實行豫算、之を昭和五年度の當初豫算の總計と比較すれば一千八百六十萬圓の減額であるのに、今回配付した五年度地方財政概要の示す數字とは甚しい差異がある、と難詰すれば次田地方局長は前に配付した冊子の數字は電報照會したので誤を期し難いことを断つてあると答へたが、岡田氏は承服しない。近頃政府の宣傳の爲に刀筆吏僚までが虚を言ふやうに

爲つた、特別議會に配布した數字が虚であるのなら議會で其の旨を謝罪しなさいと内相に詰寄つてゐる。併し此頃の官吏、岡田さんの言ふ刀筆の吏僚は政變ある毎に交迭する政務官の願使に甘じたり同氣相求と言つた調子に同化されないから安心して貰ひたいものだ。

○

地方鐵道補助法中改正法律案で、江木鐵相が地方鐵道の補助を延期した提案理由を述べ、地方鐵道が自動車の發達の爲に多大の影響を受けてゐるから補助すべきものゝ年限を延長するのぢやと言つたのに胚胎して、倉元要一君が自動車問題を論議してゐる。自動車營業の發達は地方鐵道は勿論省營鐵道にも影響してゐる。鐵道省は自動車營業を監督なさるが、其の監督振りを見ると黨勢擴張の具に供せられてゐる嫌がある、若し濫許をなさるとときは鐵道や軌道に影響するのは勿論であるが、江木鐵相就任早々計畫なつた自動車交通網と言ふ省營自動車の計畫は、我國の現狀に

適するのであるか、既設の鐵道との關係からして適當であるか、地方鐵道の壓迫にならんと考へてゐるのかと、例の多治見高藏寺間省營自動車が他の乗合自動車や地方鐵道に影響してゐることを引證して論じ立て、鐵道會計には節約緊縮を名として必要な改良費まで削減しながら國際觀光局と言ふやうな無用の機關を創設したのは何故かと、質問したのに對して、江木鐵相は自動車の免許を黨勢擴張に使つたことの無いことは私が權限を持つやうに爲つてから免許の件數が非常に勢く爲つてゐることに依つても判る。自動車の輸送が一般運送の上に一大衝動を與えてゐるから之が免許は相當考へねばならぬ、省營の場合に於て他の自動車營業者が受けた損失に就ては相當考慮する積りだと答へたに過ぎなかつたが、分科會では隨分問題を起した。

丹下茂十郎君が、乗合自動車の監督權が内務省から鐵道省へ移つたのは何故であるかと質し、鐵相は夫れに對して陸運行政を鐵道省が所管するやうに爲つたのは、鐵道や軌道との關係が密接であるから之を統一したい爲にしたのだ

と答辯する。丹下君は、鐵道省が營業を開始した岡崎多治見間の乗合自動車に就て皮肉る、固と岡崎多治見間には鐵道を敷設することが必要なので民間は非常に夫れを熱望してゐた、ところが憲政會内閣時代に其の熱望が認められたものか、當時の内閣は之を政府鐵道の豫定線に編入して呉れた、夫れが爲に地方民は憲政會内閣の有難味に隨喜の涙を流した、之が爲に黨勢も擴張することが出來たであらう。併し夫れに引きづられた地方民は何年たつても鐵道は敷設されないので憤慨をして不平を唱え出した、夫れの埋合せに此度省營自動車を運轉することに爲つたのであらう。が鐵道省が乗合自動車を經營し得る根據は何處にあるのか法上の根據を聞きたい。と突込めば江木鐵相は、豫定線に編入したことは昔のことと私は知らない、唯だ省線中央鐵道と東海道鐵道とを連絡する必要があるので此區間に自動車を運轉せしむることにしたので昔の約束の埋合せではない、亦省營自動車を經營する根據は、鐵道の附帶事業と認めるからであつて夫れは官制の規定する所であるから

差支ないと答へた。之に對しては若宮貞夫君も質問して此様な自動車營業迄が鐵道の附帶事業と言ふのならば、社會萬般の事業は鐵道に關係を有するから鐵道會計に於ては如何なる仕事でも出來得ることに爲る、夫れでは鐵道會計の實を失ふのではないかと質してゐる。

丹下君や若宮君の質問は筆者をして尤もな質問ぢやと首肯せしめた。と言ふのは現在の鐵道特別會計法では、之を鐵道の附帶事業と見るのは頗る疑問であつて、一見すると鐵道と鐵道とを連絡する船舶の運送が鐵道の附帶事業として許されてゐるから夫れと同じやうではあるが、自動車運輸事業は鐵道と鐵道とを連絡する目的を持つてゐるにしても、其の兩鐵道間に於ける地方の小運送を司るのであるから、寧ろ之を否定する方が當然であらう。又之を現在國鐵制度樹立の根本方針に就て考へて見ても、國內の交通幹線である鐵道は政府が之を經營するが地方交通に利用さるゝ

鐵道は私人に經營せしむる大方針の下に鐵道政策が樹てられてゐるのに、専ら地方交通に利用さるゝ自動車運送を經營することは、國有鐵道本來の主義精神に悖るものと言はねばならぬ、夫れとも鐵道豫定線計畫を廢止して乗合自動車を經營するのであると言ふのならば、まだ忍ぶことが出来るのであるが、豫定計畫は廢止するのではない、唯だ夫れとは別個の立場で自動車を運轉するのであると言ふのであるから愈々意味を持たないのである。然るに在野黨の二鬪將たる兩君が此大方針に言及せず、唯だ事務的に官制の上で出来るかどうかを質して、附帶事業ぢやと言ふことで鳬を附けてゐるのは如何にも不甲斐ない感がする。貴族院でも高橋琢也さんが儲かる仕事であれば民間事業を壓迫しても政府でやると言ふ思想は間違つてゐると言つて、省營自動車事業を改めたが、之に對しては何等の答辯をしてゐない。恐らく出来なかつたのであらう。

省營自動車事業の根本問題を疑つてゐるとき、民間から
は矢張り省經營の請願が澤山提出されてゐる。最も早く提
出されたものは三重縣鈴鹿郡關町長外二名からであつて、
議員青木亮質君が紹介してゐる。此種の請願は隨分多いか
ら一々検討の繁を避けるが、大北關町長が提出した請願の
理由を見ると、コ�다、二號國道東海道に沿ふ三重縣鈴鹿
郡關町から滋賀縣甲賀郡三雲村に至る諸町村は昔は東西交
通の要路であつて殷賑を極めたが、現在では鐵道の恩恵を
受けない爲、同地方の産業人文の發達を阻害されてゐる、
然るに最近鈴鹿峠の隧道は開鑿され、横田白川二大新橋工
成つて道路の面目一新されたから關驛と三雲驛とを連絡す
る自動車運輸を開始して呉れと言ふのである。

○
是等の請願を見ても矢張り關三雲兩驛間の連絡が主要な

目的ではないことが判る。詰り兩驛に介在する地方の交通
を便にする趣旨であつて、國鐵附帶事業の範圍を越え鐵道
國有の精神に反するのである。マ一夫れば別問題として筆
者は何故に地方町村が自動車事業を計畫しないのかを怪し

むのである。天下の難路鈴鹿峠が改修され近代橋梁が架設
されたのは皆地方の進展を圖る爲であるのに、夫れを自ら
利用することが出來ないで鐵道省で經營して呉れと言ふや
うでは、縣が折角改良して卿等に提供して呉れた利益を放
棄することに爲るのではないか、夫れよりは關係町村が組
合でも設けて自ら經營したならば、地方の産業を發達せし
むるやうに爲るのは無からうか、唯だ政府に頼んで自分
は高價な運送費を負擔して居るやうなことでは益々地方は
窮迫するばかりである。筆者は今後は地方公私團體が、地
方交通の便利と住民の利益の爲に自動車運輸事業を經營す
ることを獎勵したい。

我が路政に對して、議員連はどうな事を抱いてゐるか、
議員の自發的な態度を拜見する。毎年型のやうに提出され
るのは、北海道の石狩川に橋を架けて呉れと言ふ請願だ、
此歲も奈井江浦白間や江丹別神居間に橋を架けて呉れと言

ふのがある、北海道の交通不便なことは茲にこと新らしく言ふ迄もないが、例の拓殖費が毎年削減されて足も手も出ず餘裕の無いのはお氣の毒な感がする。此歳は久留義郷君が鹿児島縣久瀬港から古仁屋港に至る縣道を國道に認定して呉れと言ふ建議を提出してゐる。

二月五日提出

鹿児島縣久瀬港ヨリ古仁屋港ニ至ル

縣道ヲ國道ニ編入ニ關スル建議案

既ニ去五十八回帝國議會ニモ建議セシム奄美大島古仁屋港ハ要塞司令部ノ所在地ニシテ奄美大島要塞地帶中ノ樞要港ナリ又名瀬港ハ大島ニ於ケル首府ニシテ鹿児島沖繩及阪神地方航路ノ要衝ナルヲ以テ此ノ二港間ハ軍事上ヨリモ經濟上ヨリモ連絡接觸セシムルコトは緊要ナリ目下縣道アルモ不完全ナルナ以テ之ヲ國道ニ編入シ完全ナル道路ニ改築シ一朝有事ノ際ニ對應スルノ必要ナ認ム依テ政府ハ速ニ之カ實行ヲ計畫セラレムコトヲ望ム
右建議ス

理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ之ヲ贅セバ

詰り久留義郷君が選舉地盤へのお土産とも見える。併し

お土産であるにしても郷土を思ふ一念からの建議と見れば其の眞面目さを買つて可いだらう。夫れに對して内務省の意見はどうかと伺つて見ると、國道は國內の幹線交通に供する道路と主として軍事の目的を有する道路とであつて、久留君の言ふ道路は奄美大島に於ける地方交通に供せらるる道路であつて國內の幹線道路と言ふことは出來ない。又古仁屋には要塞司令部があるけれども、之があると言つて此道路を主として軍事の目的を有する道路と認定するには躊躇する。併しながら地方道路として重要なものであることは認めるから管理者が改良を計畫するならば、政府は財政の都合を見計つて補助するであらうと、答辯してゐる。成る程、此答辯は理屈は合つてゐるに違ひない、併し年額三百五十萬圓もあつた政府の道路改良費を百萬圓にしておいて府縣道の改良費にまで補助するであらうとは、随分蟲の可いことを言つてゐるが實際縣が改良計畫を立てたら政府の財政が許さないと言ふ積りであらう。

て呉れと言ふ建議を石原善三郎君が提出してゐる。

全國縱貫大國道建設ニ關スル建議案

青森縣ヲ起點トシ本州九州ヲ縱貫シ鹿兒島ニ至ル間ニ幅員十間ノ全國縱貫國道ヲ建設セラレントナ望ム。

現在ノ國道ハ近時發達セル交通機關ノ通行ニ適スルモノ甚ダ尠
ク現ニ東海道國道中ニモ幅員二間ニ充タヌモノアリシカモ迂餘曲
折シ自動車ノ通行出來ザル箇所多シ然ルニ近時自動車ノ利用急速
ニ發達シ全國ニ其ノ數七萬一千五百四十一臺ニ達シ益々激増セン
トススクテハ世ノ進進ニ伴ハザルコト極メテ甚大ナリ過般東京横
濱間・大阪明石間ニ新國道開設セラル、ヤ其ノ利用實ニ盛ナルハ
之レ全ク時代ノ大勢ヲ雄辯ニ物語ルモノト云フベシ即チ青森鹿兒
島間ニ幅員十間ノ縱貫大國道ヲ建設シ以テ國運ノ發展ニ供セラレ
タシ、尙ホ本事業ハ適當ノ繼續事業トシ又各通過府縣竝ニ關係地
方ヨリ相當ノ經費ヲ納付セシメ且ツ工事ハ失業救濟事業ノ一ツト
セバ全國ニ行渡リ一舉兩得タリ

仍テ本案ヲ提出セシ所以ナリ

右建議ス

理由書

本案提出ノ理由ハ本文ニ明ナルヲ以テ茲ニ贅セス

隨分思ひ切つた大事業の計畫を建議したものだ、殊に非
募債主義を採る今内閣に、しかも與民政黨の石原君か
ら提出するのだから、親の心を子知らずの感がする。併し
目論むところは寛に結構なことで出来ることなら遣つてみ
たいとは誰もが言ふところだ。内務省も此夢見るやうな建
議に對し調査してみた想だが、之が爲には五億三千萬圓の
金が要るそうだ、政友會内閣時代の道路改良計畫は確かに
億八千二百八十萬圓だつたのに、夫れも出來ない否實行し
ない今の世に到底不可能なことだ、政府の之に對する答辯
は、建議の區間には既に國道があつて地方が局部的に改良
してゐるから、其の事業に國庫が補助することに依つて建
議の目的を達することが出来ると言つて、例の百萬圓しか
ない補助費の蔭に逃れてゐる。

道路維持修繕費損傷者負擔法案

第一條 道路法第四十條ノ規定ニ依リ特ニ道路ヲ損傷スル原因ト

爲ルヘキ事業ヲ爲ス者ニ對シ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムル場合ニ於テハ本法ノ定ムル所ニ依ル

第二條 道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ負擔金ハ道路ノ管理者タル行政廳ノ統轄スル府縣、市町村ノ收入トス

第三條 本法ニ依リ道路ノ維持又ハ修繕ノ費用ノ一部ヲ負擔スル者ハ自動車營業者、運送營業者、倉庫營業者又ハ道路管理者ニ於テ負擔セシムルノ必要アリト認ムル事業ヲ爲ス者トス

第四條 負擔義務者ニ課スヘキ負擔金ハ一坪當負擔標準額ニ基キ

車輛ノ構造、重量、車輛數及道路ヲ損傷スル事業ニ使用スル道

路ノ延長ニ依リ命令以テ之ヲ定ム

第五條 一坪當負擔標準額ハ命令ニ依リ道路總坪數ヲ以テ道路ノ維持修繕費精算額ヲ除シタル金額トス

第六條 前條ノ規定ニ依ル一坪當負擔標準額ハ道路管理者ニ於テ毎年之ヲ定メ告示スヘシ

第七條 左ノ各號ノ一二該當スル者ニ對シテハ負擔金ヲ増課スルコトナ得

一 大正八年一月内務省令第一號自動車取締令第十二條第一項前段ノ規定ニ依リ營業ノ免許ヲ受ケタル者二 道路管理者ニ於テ特ニ増課スルノ必要アリト認メタル事業

者

第八條 左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ負擔金ヲ減免スル コトナ得

一 道路維持又ハ修繕ノ費用ヲ寄附シタルトキ

第九條 國又ハ公共團體ニ對シテハ負擔金ヲ課セサルコトナ得
第十條 道路管理者ハ負擔金ニ利子ヲ附シ五年ヲ超エサル期間ニ於テ分納ヲ許スコトナ得

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

道路維持修繕費損傷者負擔法案理由書

特ニ道路ヲ損傷スルノ原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル場合ニ於テハ之カ爲度道路ノ破損ヲ來シ其ノ維持修繕ヲ爲スノ必要ナ生スルモ其ノ費用ハ常ニ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ニ於テ負擔セサルヘカラサルモノトセハ當該公共團體ハ遂ニ其ノ負擔ニ堪ユル能ハシテ爲シ益道路ノ荒廢ヲ來シ一般交通ニ支障ヲ來スノ虞レナシトセス依テ管理者カ此ノ事業ヲ營ム者ニ對シ之カ爲觀念ニ合致。道路ノ改良ノ上ヨリ謂フモ將又府縣市町村財政上ヨリ謂フモ極メテ緊要且至當ノ方法ナリト信ス之レ本案ヲ提出スル

所以ナリ

此法案はドー言ふ趣旨の下に提出されたのか判らなかつたが、栗原君が本會議で説明したところに依ると、現在道路法の第四十條の規定の運用を容易ならしむと言ふのであつた。夫れは第四十條の運用に就ては二つの障害があつて、一つは管轄地域の關係で一つは資本家の横暴壓迫とである、其の例を埼玉縣に採つて天下の人は埼玉縣の道路は悪いと言ふが、埼玉縣は十分に道路を維持修繕してゐるのであるが、山梨、群馬、栃木、茨城等に營業所を持つてゐる貨物自動車業者が日夜數百臺の自動車を使つて埼玉縣の道路を通行するからメチャ／＼に道路を壊すのである、夫れに自動車所有者は他府縣に營業所を持つて居る爲に埼玉縣は第四十條の損傷負擔金を徴収することが出来ない缺點があるからだ、夫等資本家は著しく道路を損傷して當然道路の損傷に就て負擔せなければならぬのに、市當局や市會議員を壓迫して其の徴収を免れつゝあるからだ、此法案が成立すれば現行法の缺點を補ふことが出来る、と言ひ、第一に

道路損傷者から負擔金を徴収する主體と爲るべき公共團體の調査、第二に負擔義務者に關する調査、第三に負擔區域に關する調査、第四に負擔金額に關する調査、第五に負擔額決定方法に關する調査、第六に負擔金を増加する場合に關する調査、等六負擔金を減免する場合に關する調査、第八負擔金徴収方法に關する調査をして見たが、此法案を制定するのが最も適當であると言つてゐる。

筆者は栗原君の努力に對し深甚の敬意を拂ふものであるが、現行法第四十條は廣く道路を損傷する事業を爲す者に對し負擔金を徴収する趣旨の下に立法されてゐるのであつて、必ずしも道路管理者の管轄する區域内に在る事業者が徴収する趣旨ではない、君が指摘するやうな事實である所ではない、若し夫れが他府縣人を相手にすることに依つて賦課することが困難であると言ふならば、君の提案する所に依つても同じことである。又資本家が負擔を免れる恐があると言ふけれども君の提案に依つても其の弊害を除

くことが出来ない、寧ろ資本家の掣肘を受け得ない立場に

ある行政廳、即ち管理者が一方的に賦課徵收する現行制度

の方が遙かに得策である。従つて筆者は不幸にして君の提

案に賛成することは出来ない。併し現在地方で負擔せしめ

てゐる損傷金賦課の標準は區々に岐れてゐるばかりか、妥當な標準を定むることは頗る困難な問題であつて地方は之に苦しんで居るのは事實だ、従つて何とか合理的な標準を見出さなければならぬ。併し又一面産業上の見地から自動車保護獎勵のことも考慮せなければならぬ又此負擔金が

所謂道路の通行料のやうに爲るのも道路の無償使用の原則

からして考慮すべきことである。此制度を徹底せしむる手段としては自動車稅法を設けて國稅を創設し、國家は其の

稅金を道路の維持修繕費と自動車數に按分して公共團體に配分することも一つの方法である、又國稅として例のガソリン稅を創設して、矢張り道路費を負擔する地方に配分す

るもの一つの方法だ、栗原君が新法を考案して呉れたのは結構だが、貴族院を通過しなかつたことを幸に、更に進ん

で明年は筆者の提唱する案を考えて貰ひたい。



自動車交通事業法案委員會を覗いた。内務省の主管だと言はれてゐる自動車道のことも併せ規定されてゐる筈だのに、内務省からは清水道路課長と事務官達が列席してゐるだけで首腦部の顔は見えない、夫れに引換え江木鐵相以下鐵道省の政務官は全部揃つて政府委員席に頑張つてゐたのは、何だか鐵道省に専屬する法案のやうな氣もした。

法案の内容は既に發表されてゐるから言はない、併し衆議院でも貴族院でも委員連が法案を熟讀してゐない爲か、隨分頓珍漢な質問をしてゐる。此法律が制定さるゝ事に依つて自動車に關する總ての行政が統一さるゝやうに思つてゐる連中もある、政府委員も其の誤解を矯すやうに答辯すれば可いのに、鐵道省の連中は夫れを肯定するやうな口吻で答辯するので益質問者の頭を混亂に陥れる、自動車其のものと自動車で運送する事業との事が區別出來ないので、

従つて自動車行政統一の問題なぞが飛出して議論するので、同じやうな質問が何回となく繰返され會期の切迫してゐるのに頗着はない、鐵相と特別の關係に在ると言はれてゐる委員長古屋慶隆君は、忠勤を盡すのは此時だと思つたか思はないかは知らないが、質問を打切らうとするが政友會の川島正太郎君などはまだく質問があると言ひ残して他の委員會へ出てしまふ始末で、政府委員や與黨の連中を焼餅さす有様は、野黨とは言へ聊か横暴の感が起らぬでもなかつた。併し政友會が仇敵視してゐる江木鐵相が關係してゐる法案だもの夫れも或は無理なかつたかも判らぬ。

自動車業者が常に要求してゐる一路線一營業主義は新法

に採用する積りか、イヤ夫れは理想であつて今俄に夫れを實現することは困難だから漸次其の主義を實現したいと思つてゐる、と答辯すれば、國營自動車の計畫は其の主義の實現どころではない民間の自動車營業を經營不可能ならしめてゐるのではないかと言ふ。夫れに就ては鐵道省は相當の補償をする積りだと答ふれば、夫れでは本法に其の規定が

無いではないかと突込む、此質問應答に胚胎して鐵道大臣が自動車運輸事業の免許をしても夫れに依つて權利を生ずるのではないと言ふ主義の下に立法されたことが判つて、權利として認めるのが適當だと言ふ意見が出るやうに爲つた。與黨の連中で自動車界の親方堀内良平君なども委員ではなかつたが、夫れが主張したくてならないと見え、時々は委員室を覗きに来る。併し與黨であるが爲に修正の意見も出さずにアーチ政友會から言ひ出して呉れゝば可いがナ一と言つた顔して委員の顔を見てゐるが、一向そんな氣配も見えないので氣を腐らしてゐたのも與黨員たる惱だ。

自動車取締のことや自動車稅の統一に就ても論議されたが、自動車取締令に就ては内務省で今改正案を起草中だから暫く待つて呉れと言ふ答辯やら、自動車稅を統一して其の最高限度を法を以て規定することは、現在低廉な稅金で治まつてゐるものと最高限度額に引上げしむる結果に爲つて不得策だと言ふやうな答辯が繰返され、現在の稅率位で餘り引上げないやうに考慮して貰いたいと言ふやうな希望

も出て有耶無耶の裡に終つた。自動車事業の免許と道路管理權とのことはドーして調和するか、と言ふ當然起るべき疑問に對しては、從來も道路管理者の意見を聞いてゐるから矢張り其の方法で行政して行くと言ふ答辯があつたが、道路管理者の意見を聞くだけでは管理者の意見は反映しないで効力がない、意見を採用しない場合のことを當然追及せねば徹底しないのに誰一人として之を言はなかつたのは靴下搔痒の感があつた。國營自動車經營の場合に民間事業に對する補償の問題はなかなか解決しない、トウ〜政友會の川島君から修正意見を提出して、私人が經營してゐる路線に國が自動車營業を經營する場合には、政府は既存の營業者が受けた損失を補償すべき條項を追加すること、二十哩以下の自動車事業には本法を適用しないこととする修正であつた。併し其の修正意見の運命は始めから判つてゐるやうに少數で否決されたが、少數意見として本會議で夫れを述べると言ふ條件で委員會は終つた。

本會議でも川島君が少數意見を提出し、川口義久君が之に賛成の演説をやつたが、小數黨の力を以てはドーするとも出來ない遂に否決された。併し夫れが政友會の黨議で決定された意見であるとすれば、鄉等が内閣を組織した曉は、必ずや二十哩以下の自動車事業は地方分權の方針の下に地方長官をして措置せしめなければならぬことを茲に特に附言して置きたい。

補償問題は別として政友會が、二十哩以下の自動車事業に本法を適用しないと修正するのは、是等の事業は小企業であるから中央官廳の問題とするだけの價値はない、地方分權を高調する吾が黨の主義に反すると言ふのであるが、夫れなら一層のこと本法案の主務大臣の權限を全部地方長官に執行せしむると言ふ修正を出せば可いのに、二十哩に限定したのも矢張り徹底しない考察だ。

一路線一營業主義に就ては貴族院でも隨分論議された。元の警視總監岡喜七郎さんも非常に八ヶ間敷言つた。併し江木鐵相は衆議院で言つたと同じやうな答辯をして夫れは理想で出來得ればしたいのだが今俄に其の主義に改めるの

は困難だと言ふ。岡さんは自動車の困難はドーアでも可いが、此營業免許を選舉に利用するから困ると言ふ立場で論じてゐて兩者が腹の裡で思つてゐる目的が違つてゐるから滑稽にも見える、

八ヶ間敷論戦するだらうと豫想された、鐵道畠育ちの八田嘉明さん、自分の在官時代に遞信省に屬してゐた陸運行政を鐵道省に移した経過と動機とを述べ立て、今日此法案を鐵道省が提出し得るもの詰り自分が残して置いた土産ぢやと言はむばかりに高調して、小さな誇に酔つてゐるやうな演説をする、と鐵道省の面々は互に顔を見合せて御尤もと言はぬばかりに苦笑する、八田さんもまだ矢張り次官級の人だ。

併し本法制定の眞目は奈邊に在るか江木さんの御意見を承りたいと出たので、江木鐵相、其の質問なら待つて居たと言はねばかりに、從來濫許された乗合自動車を統制し併せて他の交通機關との調和を圖るのであつて、あなたが陸運行政を鐵道省に移された其の目的を達成せしめむとする

のぢや、と答辯すれば誇に酔つてゐる八田さん、夫れで満足すると、風間八左衛門君、鐵相は其の交通機關と乗合自動車との調和を圖るとは言はれるが、法案には自動車事業相互間の調和に就ては規定されてあるが、他の交通機關である鐵道や軌道とのことは規定されてゐないのではないかと追及して、痛い所を突込まれ、法案に規定してゐる他の交通機關との連帶運輸のことぢやと逃げる、苦しい答辯だが、遠は貴族院だけあつて風間君も夫れを追及しやうとはしない。

倉知鐵吉さんは、自動車道の性質に關して質問し、道路などと特に言は無くつとも鐵道や軌道と同じやうに特別の交通機關として立法すれば可いちや無いかと言つてゐたが、此人もまだ自動車道の効用やら使命を諒解してゐない、此連中には自動車道の創設理由から効用を説明してあげて政府の意見の在る所を教ふれば可いのに政府委員も遠慮して、之を言はないのは矢張り相手が貴族院たるの勢であらう。

八田さんも、矢張り省営自動車經營の場合に於ける損失補償の問題に就て衆議院で川島君が言つたと同じやうな意見を主張して、政友會と同じやうな修正意見を提出した。會期剩す所一日しか無いのに修正に遭つては通過困難と見られたので、政府委員はびくくものであつたが、下院に多數を有するお蔭で八田さんの修正も下院が承知することに爲つて、江木さんを目の上の瘤のやうに仇敵視する貴族院が之を通過せしめ本法案が生れるやうに爲つた。

本法案は隨分肝心な所を命令に譲つて居るものが尠くなつて、江木さんは、十一月頃に施行したいと言つたが、隨分難しいものだ、併し筆者が希望するところは勅令の制定に方つて自由交通を本則とする道路の經濟價値を抑制しないやうに、せめて附屬命令でも本法の不備を補つて貰ひたいことだ。

現在の自動車の取締に就ては、内務省令があつて其の大綱を規定してゐるものであるが、地方交通の事情が違ふので割一的に取締ることは困難であつたので、地方は其の實情に應じて内務省令に違つた命令を出すことを許されてゐる。従つて府縣は勝手に命令を出して居る爲に遂に此請願を見るに至つたのであらう。前にも言つたやうに内務省は改正案の作製に着手中であるから何れ是等の點は考慮さることであらう。唯だ一つ筆者の懸念するのは自動車交通事業法に基く命令に於ても矢張り自動車運輸事業に使用する自動車の構造を規定するやうに政府委員が答辯したこと

である、若しそうなれば折角内務省で統一せむとして居る趣旨を没却し、假令府縣令は統一されても又鐵道省の爲に特別の規定が出來て、實際事業者は利便を得ることが無いからである。

此政府委員の答辯は要領を得ないので、自動車に關する警察的取締は地方警察に屬すること當然であるのに、此當然なことを答辯して居るが、警察事項に非ざることは自動車交通法の干渉する所であると推論される節が多い、若し自動車事業に使はれる自動車の構造を特別の取締に服從せしむるやうなことがあれば、筆者は請願者と共に其の非を攻めなければならぬ、今から鐵道當局に警告しておく。

東京市交通機關ノ整理統一ニ關スル質問主意書

東京市ノ交通機關ハ連年長足ノ進歩ヲ遂グタルニ拘ハラズ尙不便不滿ノ聲絕エザル現狀ニ在ルハ遺憾ニ堪ヘナイ其ノ原因ハ二三止マラザルベキモ(一)東京市ノ路面電車ト(二)鐵道省ノ省線電車ト(三)私立會社ノ地下鐵道ト(四)東京市ノ乗合自動車ト私立會社ノ乗合自動車ト四種乃至五種ノ營業者力相對立シテ各異ナリタル組織系統ノ間ニ思ヒヽノ計畫ヲ樹テ競争シ阻害シ全體トシテノ連絡統一ヲ缺キツ、アルコトコソ其ノ根本ノ理由ナルベシト思ハル

本員ハ此ノ見地ニ立テ敢テ政府ニ問フ

一 政府ハ東京市ノ交通機關ヲ整理統一スルノ必要ヲ認メガルカ

二 政府ハ東京市ヲ帝都トシテ既ニ特別ノ施設ヲ爲シ又現ニ

爲シツ、アルガ政府ハ此際一步ヲ進メ東京市ノ交通機關ヲ政府ニ於テ管理シ經營スルノ意圖ナキカ

三 若シ政府ニ其ノ意圖ナシトセバ 東京市ニ之ヲ統一セシム

都市制度や交通問題の研究で名を知られてゐる田川大吉

郎さん、議會當初に帝都交通機關の整理統一に關する質問

書を提出してゐる。

之ヲ現狀ニ放任スルハ將來ノ不安ト危險本員ノ憂虞ニ堪ヘザルルカ若ハ半官半民ノ特種團體ニ之を統一セシムルノ意圖ナキカ

所東京市民モ蓋シ同感アラウ此際英國ノ政府ガ「ロンドン」市

ノ爲公有統一主義ナ立テタノハ以テ參照トスルニ足ル致テ政府ノ
方針ヲ聞カムトスル以所デアル
右及質問候也

之に對し政府は、東京市の交通機關は尙合理的經營を爲すを可と認むるけれども、現在市内交通の一部を擔當する國有鐵道の業務を分離して他の企業團體の手に委ねるのは不可能と思つてゐる。又交通機關總てを政府に於て管理する意思はない、東東市の交通機關は前述のやうに國有鐵道の負擔する部分を除き其の他のものは原則として東京市をして統一せしむるを理想とするが市財政其の他一般經濟界の現狀からして之を強要することが出來ないから機を得て勸告するより外ないと答辯したが、要領を得なかつたものか再度質問して、一、政府は東京市の交通機關の現狀を以て左まで不便ならず不備ならずと考へらるゝか、二、若し現狀を世評の如く不便不備なりと認めらるゝに於ては之を改善するに何等の方法を以てすることを適切有効なるべしと思考せらるゝか、三、政府は東京市の財政力を現制以上

に擴張し得せむるの意なきか、四、政府は東京市を帝國の首都として他の都市以上に特別の權能を與へ特別に擁護し其の施設を充實せしむるの意なきか、五、政府は東東市交通機關整理統一のため例へばロンドン市の夫れの如く有力なる特別の機關を創設するを適當必要と思はざるか、六、政府は東東市が地下鐵道を自ら經營せむことを固く希望せらるゝか、七、果して然らば政府は東東市に對し東京市が地下鐵道を經營するに必要な財力を充たし得るため何等かの指導若は援助を與ふべく現に考慮中であらるゝか、と言ふのであつて、何だか禪問答のやうだ。

夫れに對し政府は、一に就ては東京市の交通機關の現狀を以て満足するものに非ざるも甚しく不便不備なりと思惟せず、二に對しては一層合理的經營を爲すを可とすべし、三と四とに對しては、東京市に對し他の都市以上に財政能力を擴張し其の他特別の權能を與ふることに就ては、目下大都市制度調査會を設け他の大都市と併せて之が調査を爲しつゝあるから政府は其の調査の結果を待つて考究すべ

し、五に對しては、政府は自下東京市交通機關の整理統一の爲特別の機關を創設するの必要を認めず、六に對しては政府は東京市が財政其他の關係上出來得れば自ら地下鐵道を經營することを希望する、七に對しては政府は東京市に對し其の地下鐵道を經營する爲必要なる財力を充し得る機を得て勧奨すべし。と言ふのであつて、愈禪宗坊主臭い

問答だ。

田川さんの質問の的は何であつたか判らないが、東京市に免許された地下鐵道が起債の不許可で行き詰つてゐる、夫れを理由に民間では代行しやうと言ふ運動が起つて居る。是等の問題の解決資料を得る爲の質問であらうと想像出来ないでもない、併し議會は言論で質問應答するのが原則であるのに、此重大問題を書面で質問し答辯してゐるのは、何だからそこには譯があるのでは無いかとも考へられ、都市交通問題を研究してゐる氏の態度としては餘り氣乘がしない感がある。

東京市の交通は實際行詰つてゐることは田川さんの辯を

俟つ迄もない、交通機關經營の主體が幾人もに屬してて交通連絡と言ふやうなことは専らも考慮されてゐない、恰も野蠻人が山野を交通してゐるやうな感がする、田川さんモー妙し智慧を絞つて呉れたらドードーだ。

○

今期議會は失業救濟道路問題があつたお蔭で路政が隨分論議された、之を今までの議會に比較すると之を以て矯矢とするであらう。交通機關殊に民衆の日常使はなければならぬ道路に就て、今迄國民は冷談であつたが之からは此種問題が重大視せらるゝに至るであらう、併し之を論議する兩院議員の頭は路政に關してはまだ幼稚無知である。道路改良會は隔年毎に道路講習會を開いて役人を教育してゐるが、此後は之を見合せて是等兩院の連中を教育することにされてはドードーだ。